

2月の支出(図書、備品、慶弔、飲食は除く)

67,008円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松印刷代)	12,941円
交通費(駐車場、燃料代、高速代)	15,200円
会場費	600円
通信費(携帯電話代、折込代)	38,267円
支出計 08/2/7~08/3/4	67,008円
寄付 匿名さん	2,000円

市政を考える 月刊武松

発行日
08/3/4

第90号

12500部発行

たけまつ ただし

頒布責任者：武松 忠 (市議会議員)
武松政策研究会

市町村合併の必要性④!?

2016年に赤字87億円・合併で黒字30億円!?

2市8町の首長で構成する第3回合併検討会が、2/7に開催され、各分科会の検討結果の報告が行われました。今回はその中から財政について整理して報告します。

■2016年に赤字87億円(合併で黒字30億円)

今回の財政推計は、合併新法の期限である2010年3月末までに合併した場合と2市8町の単純合計を比較したものです。(図1)

その結果、合併すれば2015年度から収支は黒字化し、2016年度は30億円の黒字となりますが、合併しなければ87億円の赤字となることがわかりました。

■合併しない場合との差異

今回の推計でポイントとなる項目について整理します。

歳入

□市町村税

- ・合併した場合、現在都市計画税を課税していない団体の区域に対し課税を想定したことによる増収。(12.5億円)
- ・事業所税の課税団体(人口30万人以上が指定要件)の指定を想定したことによる増収。

2015年度以降計上。

□地方交付税

- ・交付団体の合計で26.2億円計上
- ・合併補正の適用による32.2億円(26.2+6)計上
合併後5年間に限り毎年6億円交付(総額30億円が上限)

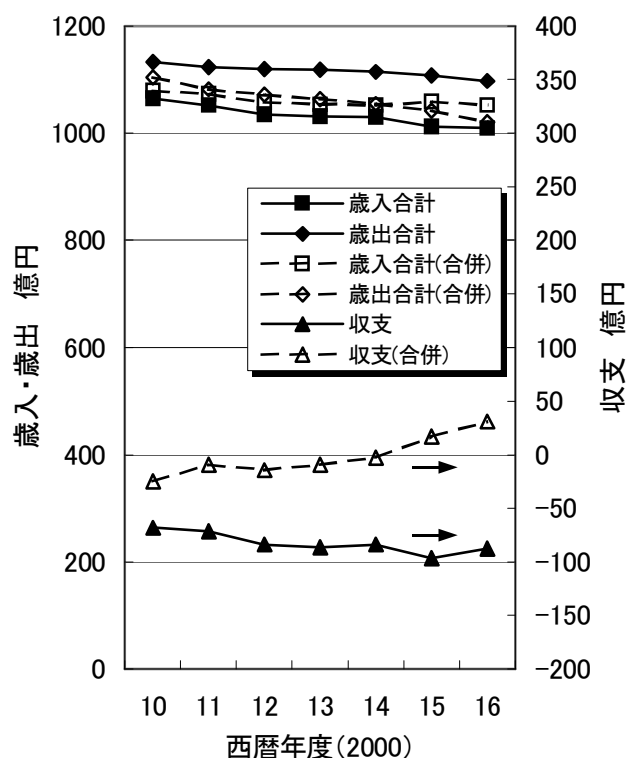
歳出

□人件費

- ・市町長、副市町長、議員などの特別職職員の減少による減少。
- ・合併後の類似団体と同程度を目標に人員削減を進めると想定したことによる減少。

小田原市の支給水準で算出するため、合併直後は合併しない場合より一時的に増加。

図1 2市8町の財政収支見込



□物件費

- ・合併後の類似団体と同程度に削減すると想定したことによる減少。

□投資的経費

- ・合併しない場合では各団体の総合計画等の計画値を基礎として積算したのに対し、合併した場合は各団体の2002~2006年度決算額最小値を基礎として積算したことによる減少。

■まとめ

今回の推計は、増税と合併新法による特例や補正を活用し、歳出も抑えたものです。合併するしないで2016年度の収支の差が約120億円となると、地域全体で見れば合併の必要性を痛感します。

湯河原市？相模原市！

湯河原市は、真鶴町と湯河原町が合併してできる予定だった新市名でした。平成の大合併の機運が高まりつつあった01年ごろから両町とも合併を模索し始め、02年に任意合併協議会を設置、03年に法定合併協議会を設置し、05年1月を合併の目標期限としました。

04年1月に、新市名が「湯河原市」に決定。4月に、「合併の賛否に関するアンケート」で湯河原町80.4%賛成、真鶴町58.7%反対となりました。翌5月に、真鶴町で住民投票を求める陳情が議会で採択され、8月に真鶴町で住民投票。投票率66.5%。賛成2576票、反対2604票となりました。その結果を受け、法定合併協議会解散を決定し、翌9月に協議会を解散しました。

その後、町長辞任、湯河原から購入している水道水の値上げ（湯河原の約2倍）、合併に合わせて上げてきた職員給与の減額など行政や住民生活に影響が出てしまいました。

相模原市では、津久井地域4町（城山、津久井、相模湖、藤野）との任意合併協議会の設置を03年11月に合意しました。しかし藤野町議会が任意協議会への不参加を決定したため、04年4月に他の1市3町で任意合併協議会を設置しました。その後、藤野町は住民投票条例制定の直接請求が出され、投票の結果1市4町による合併が賛成多数となりました。

城山町では04年6月に新町長が当選し、住民投票条例を制定したものの実施を遅らせたため、法定協議会は、城山、藤野を除く1市2町で設置されました。06年1月には、城山町長解職の直接請求が出され、2月の町長解職投票で町長が失職しました。

06年3月、(新) 相模原市が発足、津久井町、相模湖町廃止。(任意協議会設置から2年)

07年3月、(新) 相模原市が発足、城山町、藤野町廃止。(任意協議会設置から3年)

今後、猶予されている都市計画税や、農地の宅地並み課税が新たな問題となってきます。

県内2つの事例から、政策判断の誤りや遅れで、住民生活に影響を及ぼす事態も発生することを肝に銘じておかなければなりません。

The Voice 今までに頂いたご意見から

平和署名活動にご注意を

市外 30代 男性

既にご存知であると思いますが、小田原市内では「小田原無防備平和都市条例」制定を直接請求するための署名活動が行われています。数ヵ月後には小田原市議会に条例案が上程されるのは確実です。議員はこの「無防備平和都市条例」についてどのようにお考えでしょうか。

既に選挙管理委員会に署名簿が提出されているようですが、私は基本的に反対です。理由は、この活動を掲載した公安調査庁のHP「内外情勢の回顧と展望（平成18年1月）」から推察ください。

(3) 市民層への浸透に力を注いだ過激派 — 党派色を秘匿しての労働者の取り込みや、イラク反戦運動などを通じた市民の結集を目指す— MDS(民主主義的社会主義活動)は、政府の有事体制づくりに反対する運動として、ジュネーブ諸条約追加議定書を根拠に、「無防備地区宣言」条例の制定運動に取り組む、それぞれ条例制定の直接請求に必要な法定数を超える署名を集めた。さらに、各地の運動体で構成する全国ネットワークが、著名人ら呼び掛け人とそして、賛同人集約や学習会に取り組むなど運動の伝播に努める中、運動に協力した市民に、傘下団体の集会への参加を呼び掛けたり、機関紙の購読や組織への加盟を働き掛けた。今後も、イラク「民主化勢力」への支援運動と「無防備地区宣言」運動を活動の柱に据え、市民の結集に努めていくものとみられる。

武松政策研究会からのお知らせ

3月の勉強会は

日 時：3/22(土)18時～20時

場 所：市民学習フロア 学習室B (旧丸井1階ドラッグストア奥のイベントで4階)

テーマ：「合併について」

参加費：100円 終了後、実費で懇親会を行います。

i モード用HPのQRコード →



HPIは、**YAHOO!**で「たけまつただし」 月刊武松バックナンバー全て掲載しています。

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ

さがみ信用金庫 大井町支店出張所 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで
月刊武松は**本人とボランティアが配布**しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただくと幸いです。また、**eメールでも送付していますので連絡下さい。**